016年（平成28年）9月2日（金）　毎日新聞

JA側却下求める

コメ代金返還訴訟 地裁酒田支部

販売委託したコメ代金を清算する際に手数料や利用料などの名目で一方的に差し引かれたのは違法だとして、酒田市のJA庄内みどり（阿部茂昭組合長）の組合員4人が同農協に計291万円の返還を求めた訴訟の第1回口頭弁論が1日、山形地裁酒田支部（戸畑賢太裁判官）であった。同農協側は、2014年11月に原告らとこの問題について協議した際、提訴しないことで合意していたと主張し、訴えの却下を求めた。

原告側は組合員と農協が交わした契約書に沿って清算すべきだと主張した。原告の一人、遊佐町江地、佐藤清さん（59）は発言を求め、「農業の両輪とも言える農家と農協の信頼関係に疑問を覚え、苦渋の選択で提訴に至った」と心情を吐露した。

農協側は答弁書で、原告4人のうち2人は14年11月の協議の場に出席しており、「不起訴の合意」をしたことは明白と主張。他の原告2人とも個人的に親しい間柄で全員が事情に通じていたとして、原告4人は提訴することができないとした。

原告側は終了後、市総合文化センターで記者会見を開き、「（14年11月の）協議に参加したという意味で議事録にサインしただけ。合意はしていない」と反論した。さらに、少なくとも30人の組合員が原告団に加わる意思を示していることを明らかにした。次回公判は11月17日の予定。

【高橋不二彦、長南里香】